

熊本県農業経営改善関係資金基本運営要領

(趣旨)

第1条 本要領は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるよう、農業経営改善関係資金基本要綱（平成17年7月1日付け14経営第1704号事務次官依命通知以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象資金、用語の定義等)

第2条 本要領の対象とする資金は、次の5資金とする。ただし、(3)に定める資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、熊本県農業負債整理関係資金運営要領（平成13年6月18日付け農金第596号）により対応し、本要領は適用しない。

- (1) 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金であって、熊本県農業近代化資金融通措置要項に定めるものをいう。以下同じ。）
- (2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。）
- (3) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金をいう。以下同じ。）
- (4) 農業改良資金（農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。）
- (5) 青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。）

2 本要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「窓口機関」とは、農業者が経営改善資金計画書兼借入申込希望書を提出する次の金融機関をいう。
 - ア 民間金融機関（農業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合）で知事が指定したもの。
 - イ 株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）及び同公庫の受託金融機関。
- (2) 「借入希望者」とは、前項の各号に定める資金のいずれかの融資を受けようとする者をいう。
- (3) 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画若しくは果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた農業者をいう。
- (4) 「認定新規就農者」とは、基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。

(経営改善資金計画書の作成等)

第3条 本要領の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱等に基づくものとするが、いずれの資金においても借入希望者は、次の各号について自ら真剣に検討のうえ、おお

むね5年間の経営改善資金計画書兼借入申込希望書（個人にあつては別記第1号様式、法人・団体にあつては別記第2号様式（以下これらを「経営改善資金計画書」という。））を作成し、経営改善資金調査表（別記第3号様式）とともに窓口機関に提出するものとする。この場合、認定農業者にあつては、農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の認定書の写しを、認定新規就農者にあつては、青年等就農計画書及び青年等就農計画認定書の写しを提出するものとする。また、認定新規就農者が、指導農業士（これに類するものを含む。）等（以下単に「指導農業士等」という。）から農業経営の指導を受けている場合、当該指導農業士等から別記第4号様式の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を併せて提出するものとする。

- (1) これまでの経営状況
- (2) 経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画の適切さ及び実行可能性
- (3) 経営改善のための計画が実行された場合の収支及び融資返済可能性
- (4) その他経営改善のために必要な事項

2 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、前項の提出をする際に、県家畜保健衛生所から交付を受けた飼養衛生管理基準遵守状況確認書の写しを併せて提出するものとする。

3 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書の記載不備を理由に、窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関（市町村、農業委員会、県広域本部地域振興局又は県央広域本部（熊本農政事務所）（以下「振興局等」という。）農業普及・振興課、青年農業者等育成センター及び担い手育成総合支援協議会）に相談を求めることができるものとする。

4 振興局等農業普及・振興課は、本要領対象資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿（別記第5号様式）を整備するものとする。

5 窓口機関は、本要領対象資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿及び融資相談案件処理簿（別記第6号様式）を整備するものとする。

6 第3項の規定による融資相談があった場合には、窓口機関は、苦情等又は経営改善資金計画書の受理の有無にかかわらず、融資相談案件処理簿にその内容、処理状況等を整理しておくものとする。

（融資機関相互間の審査方針の協議）

第4条 窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重するものとする。それ以外の場合は、予め関係融資機関と資金の選定等についての調整を行うものとし、この場合の調整は、借入相談連絡票（別記参考様式）により行うものとし、窓口機関は借入相談連絡票に、前条第1項又は第2項に該当する書類（以下単に「資金計画書等」という。）を添えるものとする。

2 日本公庫及び民間金融機関は、次の各号の分担関係を基本とする。

- (1) 返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して日本公庫が対応する。（認定新規就農者向けの資金は除く。）
- (2) 資金用途として農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得を含む場合は、少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合は全体を一括して日本公庫が対応する。

- (3) 借入額が認定農業者については、1,800万円（法人は3,600万円）、その他の担い手（集落営農組織、集落営農組織が法人化するときはその構成員になろうとする者及び農業参入法人を除く。）については1,500万円（法人は3,000万円（任意団体も同じ。））を超える場合は、当該超える部分は日本公庫が対応する（農業改良資金を除く。）。
 - (4) 認定新規就農者にあつては、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械又は施設の整備、運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについて、公庫が対応するものとする。
 - (5) 上記(1)～(4)以外については、民間金融機関が対応する。
- 3 前項各号に掲げる分担関係に基づき、日本公庫及び民間金融機関が協議のうえ、次の各号のいずれかの審査方針を選定するものとする。
- (1) 日本公庫単独で審査
 - (2) 民間金融機関単独で審査
 - (3) 日本公庫及び民間金融機関の双方が協議しつつ審査
- 4 融資審査を進める中で、融資機関としては融資ができない可能性が高いときは、窓口機関の受理から3週間以内に、他の融資機関（日本公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは日本公庫）に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものとする。

（窓口機関の手続）

第5条 窓口機関は、借入希望者から資金計画書等の提出があつた場合は、基本的な要件等の確認を行い、課題等を整理し、次の各号に掲げる区分に従い、遅滞なく当該関係書類の写しを送付するものとする。（ただし、個人情報の取扱については第8条に留意することとする。）

なお、日本公庫が窓口機関である場合にあつては、関係民間金融機関へも送付するものとする。

- (1) 借入申込案件について、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づく特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）が、資金の貸付認定等に関する事務を融資機関に委任する場合当該委任を受けた融資機関、市町村（農業委員会を含む。）、振興局等
 - (2) (1)に該当しない場合
 - ① 農業近代化資金の貸付けが予定される場合
市町村（農業委員会を含む。）、振興局等
 - ② 農業改良資金の貸付けが予定される場合
日本公庫又は同公庫の受託金融機関、市町村（農業委員会を含む。集落営農組織の場合のみ。）
 - ③ 農業経営基盤強化資金の貸付けが予定される場合
日本公庫又は同公庫の受託金融機関、市町村（農業委員会を含む。）、振興局等
 - ④ 経営体育成強化資金の貸付けが予定される場合
日本公庫又は同公庫の受託金融機関、市町村（農業委員会を含む。）
 - ⑤ 青年等就農資金の貸付けが予定される場合
日本公庫又は同公庫の受託金融機関、市町村
- 2 窓口機関は、借入希望者が熊本県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による保証を希望しない場合を除いて、遅滞なく当該協会に当該関係書類の写しを送付するものとする。
- 3 窓口機関は、資金計画書等の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- 4 窓口機関は、第8条第4項の規定に基づき、融資審査の結果の通知を受けたときは、借入希望者に融資の可否を通知するものとする。

ただし、当該融資の可否の通知は資金計画書等の受理から原則として1か月半以内に行うものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

なお、融資を行わないときは、融資審査等総括表（別記第7号様式）により借入希望者に対して、その理由を説明するものとする。

- 5 窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、振興局等農業普及・振興課に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が第3条第1項の規定による意見書を提出している場合には、振興局等農業普及・振興課に確認書（別記第8号様式）の作成を依頼するものとする。

- 6 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を当該借入希望者が居住する都道府県の農業経営相談所（農業経営の法人化を目的に、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2等に基づき、各都道府県段階に整備された体制をいう。以下「農業経営相談所」という。）に随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。農業経営相談所が整備されていない都道府県においては、各都道府県に当該情報を提供することとする。

（認定農業者又は認定新規就農者の場合等の手続）

第6条 市町村は、前条第1項各号の規定に基づき窓口機関から資金計画書等の送付を受けたときは、当該市町村の推進会議に当該資金計画書等を送付するものとする。

- 2 推進会議は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げる内容について、市町村で定めるところにより、農業経営改善資金計画の認定を行うものとする（ただし、推進会議が資金の貸付けに関する事務の認定を融資機関に委任した場合を除く。）。

（1） 認定農業者であって農業近代化資金又は農業経営基盤強化資金の貸付けが予定される場合農業経営改善計画との整合性、経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等

（2） 借入希望者が次のいずれかに該当する場合 経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等

① 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

② 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、農業近代化資金（農業参入法人を除く。）又は経営体育成強化資金の貸付対象要件を満たす者

③ 農業近代化資金、経営体育成強化資金又は農業改良資金の貸付対象要件を満たす集落営農組織

（3） 農業改良資金の借入れであって推進会議及びその構成員が特に必要と認める場合（前号③の場合を除く。） 経営改善資金計画の実現可能性等

- 3 推進会議は、第2項の農業経営改善資金計画の認定を行ったときは、融資機関にその結果を通知するものとする。

（振興局等の手続）

第7条 振興局等農業普及・振興課は、推進会議又は融資機関から資金計画書等の意見の照会があったときは、熊本県広域本部地域振興局及び県央広域本部（熊本農政事務所）農業制度金融審査会設置運営要領及び同要領細則に基づき設置された審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、融資審査等総括表（別記第7号様式）により、推進会議又は融資機関へ経営改善資金計画に関する意見を通知するものとする。

- 2 農業改良資金に係る計画にあつては、振興局等農業普及・振興課は、熊本県農業改良資金事務取扱要領に定めるところにより、農業改良措置認定の審査を行うものとする。
- 3 振興局等農業普及・振興課は、窓口機関から第5条第5項の規定による依頼があつたときには、審査会の審査を経て、融資機関へ意見書及び確認書を提出するものとする。

(融資機関の手続)

第8条 第5条第1項各号の規定に基づき、窓口機関から資金計画書等の送付を受けた融資機関(窓口機関が融資機関となる場合は当該窓口機関を含む。)は、経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙の融資審査の考え方を参考として、次の各号について責任をもって判断するものとする。

- (1) 農業者の経営能力等からみた経営改善のための計画の適切さ及び実行可能性
 - (2) 経営改善のための計画が実行された後の収益改善状況及び融資の返済能力の向上
 - (3) 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対する農業共済及び収入保険(農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。)への加入等の対応策
- 2 窓口機関から資金計画書等の送付を受けた融資機関は、当該機関単独での判断が困難と認められる場合にあつては、他の関係機関に協議を求めることができるものとする。
 - 3 融資機関は、経営改善資金計画についての推進会議及び関係機関の意見を参考として、融資の可否を判断する。
 - 4 融資機関が窓口機関以外である場合は、融資審査の結果を窓口機関に通知するものとする。
 - 5 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間振興局等農業普及・振興課等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。ただし、上記の場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者である場合には、振興局等農業普及・振興課に指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。
 - 6 融資機関は融資を行うときは、借入希望者に融資審査結果を通知するとともに、基金協会の保証の希望がない場合は正式な借入申込書(別記第9号様式)を、基金協会の保証の希望がある場合は借入申込書兼債務保証委託申込書(別記第10号様式)を、その希望に応じて提出を求めるものとする。この場合において、資金計画書等を第4条の手続(借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続)により提出をするときは、これらの当該申込書の提出を求めても差し支えないものとする。

また、融資機関は借入希望者が資金を必要とする時に貸付実行が確実に行われるよう努めるものとする。

(債権保全措置)

第9条 債権保全措置については、以下に定めるもののほか、関係融資機関及び基金協会の定めるところによる。

- (1) 債権保全措置については、融資機関(必要に応じて融資機関及び基金協会)と農業者の協議により、物的担保又は基金協会の保証のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表)を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。
- (2) 基金協会による保証は、日本公庫資金については、農業協同組合を通じた転貸の場合のみを対象とする。

- (3) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (4) 農業近代化資金、農業改良資金又は青年等就農資金に係る基金協会の保証については、第5条第4項に基づき融資機関が融資可能と判断することを前提として、当該資金に係る借入申込者ごとの通算残高が次の額（農業近代化資金及び農業改良資金に係るものにあつては、イの額をいう。）に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで基金協会による保証を行うものとする。
- ア 認定農業者に貸し付けられるもの
個人1, 800万円（法人3, 600万円）
- イ 認定新規就農者に貸し付けられるもの
3, 700万円（青年等就農資金基本要綱第3の3ただし書の場合にあつては1億円）
- ウ 認定農業者又は認定新規就農者以外の者に貸し付けられるもの
個人1, 500万円（法人3, 000万円（任意団体も同じ。））
- (5) 前号までの債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実に認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

（経営状況の報告）

第10条 借入者は、経営改善資金計画期間中において経営改善が達成されるまでは、毎年6月末までに個人にあつては別記第11号様式、法人・団体にあつては別記第12号様式により、経営状況を融資機関及び振興局等農業普及・振興課に報告するものとする。

（個人情報の保護）

第11条 窓口機関、県、市町村その他関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要領対象資金に係る資金計画書等、意見書及び確認書の個人情報保護について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

2 窓口機関は、資金計画書等の受理に当たり、借入希望者に対し、第5条の規定により、関係機関へ送付することがある旨について同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書欄（個人にあつては別記第1号様式又は法人・団体にあつては別記第2号様式中の同意欄をいう。）に同意を求めることとする。

（その他）

第12条 振興局等農業普及・振興課は、本要領に基づく融資に関し、農業者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うこととする。特に、認定新規就農者の場合にあつては、濃密な指導を行うよう努めることとする。

2 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。

3 本要領に定めるもののほか、本融資制度の運用に必要な事項は、その都度関係機関が協議し、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 5 月 20 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 5 月 30 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 8 月 8 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 12 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 3 日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 15 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 3 項、第 5 条第 6 項第 9 項、第 7 条については、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 6 月 16 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 9 月 12 日から施行し、平成 24 年 7 月 13 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 13 日から施行し、平成 28 年 12 月 27 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 11 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 13 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 21 日から施行し、平成 30 年 5 月 9 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 21 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 6 月 29 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の熊本県農業経営改善関係資金基本運営要領の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県農業経営改善関係資金基本運営要領の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

経営改善資金計画書の審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備考
1 これまでの経営状況はどうなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か。 ○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析） ○ 既貸付金の償還は確実に行われているか ○ 経営上の問題点は何か 	必要に応じ振興局等農業普及・振興課、市町村等に照会
2 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか ※ ○ 計画の内容が過大投資になっていないか 	同上
3 収益はどうなるか。融資返済は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収益見通しの算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか ○ 償還見通しはあるか（既貸付金がある場合には、それを含めて償還可能性を判断） ○ 農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか 	同上

※ 農業者の経営能力からみて、経営改善資金計画の実行可能性に疑問がある場合には、1年間、振興局等農業普及・振興課等の指導を受けて、1年後に再度判断するものとする。ただし、借入希望者が認定新規就農者である場合は、振興局等農業普及・振興課等の指導を受けて再度判断を行うものとする。

経営改善資金計画書兼借入申込希望書(個人)

御中

提出する窓口機関名を記載。

年 月 日

郵便番号 -

住 所

電話番号 ()

フリガナ

氏 名

生年月日 [年 月 日生 (歳)]

1 計画期間(直近期(注1): /12 期) /12 期(計画1年目)(注2) ~ /12 期(計画5年目(目標年))

(注1)直近期は、直近の申告済の青色申告・白色申告の決算期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は空白で可)。

(注2)計画1年目は、直近期の翌期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は、1期目の決算期を記載)。

2 認定状況・労働力・経営規模等

ア 認定農業者・認定新規就農者 認定農業者 認定新規就農者 どちらでも無い

イ 労働力

家族従事者(農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				
続柄	年齢	農業従事日数		備考
		現状	目標年	
	歳	日	日	
	歳	日	日	
	歳	日	日	
	歳	日	日	

従業員数(家族従事者除く)		
雇用形態	現状	目標年
常時雇用 (実人数)	人	人
臨時雇用 (パート・アルバイト) (延べ人数)	人	人

ウ 経営規模の現況

田 (うち借地)	a	(a)
畑 (うち借地)	a	(a)
樹園地 (うち借地)	a	(a)
採草放牧地 (うち借地)	a	(a)
施設面積	棟	m ²
常時飼養家畜	種類	頭・羽

エ その他(以下の項目に該当する場合にチェック)

農業共済へ加入済(今後加入予定を含む)

収入保険へ加入済(今後加入予定を含む)

法人化の意向あり(検討したい場合を含む)

3 借入希望額・借入制度資金等

ア 制度資金借入希望額(合計) 千円

イ 借入希望制度資金(注3) 農業近代化資金 () 公庫資金 どの資金でも可

ウ クイック融資(注3・4) 希望する 希望しない

エ 農業信用基金協会保証(注3) 希望する 希望しない

(注3)該当する項目をチェックをすること

(注4)クイック融資は、対象資金や対象者に一定の要件があるため事前に窓口機関に確認の上、該当する項目にチェックをすること

個人情報の取扱いに関する同意書

個人情報については、次の範囲内で同意します。

1 利用目的

個人情報については、本借入に係る借入手続、事後管理、利子助成手続、保証手続及び法人化を含む経営能力向上に必要な情報提供・指導・助言のために利用します。また、農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。

2 個人情報の管理・提供

頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。頂いた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

個人情報の取扱いについて同意する

個人情報の取扱いについて同意する場合は、同意欄にチェックを入れてください。

4 事業計画

ア 事業計画概要(経営改善を図るための方策を具体的に記載。)

農業改良資金の借入を希望する場合、新作物、流通加工分野、新技術に係る取組内容についても記載。

イ 投資計画・資金計画

[金額単位:千円]

実施年	種類	投資計画			資金計画			
		数量	規模・能力	必要額	借入金		補助金	自己資金
					制度資金	その他		
1								
2								
3								
4								
5								
合計								

資金計画のうち借入金の内訳

[金額単位:千円]

該当計画 (注5)	借入先	資金名	資金の使いみち	借入時期(予定)	借入額(予定)	償還期間(予定) (うち据置期間)
				年 月		年(年)
				年 月		年(年)
				年 月		年(年)
				年 月		年(年)
				年 月		年(年)

(注5)投資計画・資金計画に対応した を記載。同一の の投資計画・資金計画に対し、複数の金融機関からの借入や借入条件が異なる複数の借入を利用する等の場合は、同一の を記載した上でそれぞれ記載する。

ウ 収支計画(個人)

[金額単位:千円]

		単位 (注1)	直近実績 (注2)	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目 (目標年)	備考
農業粗収入									
記入例 水 稲	生産規模	a							
	生産量	kg							
	収入金額								
	生産規模								
	生産量								
	収入金額								
	生産規模								
	生産量								
	収入金額								
	生産規模								
	生産量								
	収入金額								
作業受託収入									
その他()									
農業経営費									
原材料費									
施設・機械費									
減価償却費									
出荷販売経費									
雇用労賃									
支払利息									
支払地代									
その他									
農業所得									
農外所得									
年金被贈等									
農家総所得									
家計費									
租税公課									
償還財源									
償還元金									
差引余剰									
施設・機械等の設備投資									
農業負債(短期)									
農業負債(長期)									
農外負債									
負債合計									

(注1)品目に合わせて、生産規模(例:a,m,頭,千羽)・生産量(例:kg,t,千本,千鉢,頭,羽)の単位を記載。

(注2)特別の事情があるときは、負債の欄を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

[添付書類]最近3か年の青色申告書、白色申告書、農協の組合員勘定、貸借対照表、損益計算書等(ただし、経営実績が3期に満たない場合には、経営実績分の書類提出で可)

経営改善資金計画書兼借入申込希望書(法人・団体)

御中

提出する窓口機関名を記載。

年 月 日

郵便番号

住所

電話番号 ()

フリガナ

法人・団体名

フリガナ

代表者

生年月日 (年 月 日生 (歳))

1 計画期間(直近期(注1): / 期) / 期(計画1年目)(注2) ~ / 期(計画5年目(目標年))

(注1)直近期は、直近の申告済決算書の決算期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は空白で可)。

(注2)計画1年目は、直近期の翌期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は、1期目の決算期を記載)。

2 認定状況・労働力・経営規模等

ア 認定農業者・認定新規就農者 認定農業者 認定新規就農者 どちらでも無い

イ 法人・団体の概要

設立年月	年 月	資本金	千円		構成戸数	戸		
構成員氏名	年齢	役職担当	出資口数	法人・団体 従事日数		従業員数		
				現状	目標年	雇用形態	現状	目標年
					常時雇用 (実人数)	人	人	
					臨時雇用 (パート・アルバイト) (延べ人数)	人	人	

ウ 経営規模の現況

田 (うち借地)	a (a)
畑 (うち借地)	a (a)
樹園地 (うち借地)	a (a)
採草放牧地 (うち借地)	a (a)
施設面積	棟 m ²
常時飼養家畜	種類 頭・羽

エ その他(以下の項目に該当する場合にチェック)

農業共済へ加入済(今後加入予定を含む)

収入保険へ加入済(今後加入予定を含む)

3 借入希望額・借入制度資金等

ア 制度資金借入希望額(合計) 千円

イ 借入希望制度資金(注3) 農業近代化資金() 公庫資金 どの資金でも可

ウ クイック融資(注3・4) 希望する 希望しない

エ 農業信用基金協会保証(注3) 希望する 希望しない

(注3)該当する項目をチェックをすること

(注4)クイック融資は、対象資金や対象者に一定の要件があるため事前に窓口機関に確認の上、該当する項目にチェックをすること

個人情報の取扱いに関する同意書

個人情報については、次の範囲内で同意します。

1 利用目的

個人情報については、本借入に係る借入手続、事後管理、利子助成手続、保証手続及び法人化を含む経営能力向上に必要な情報提供・指導・助言のために利用します。また、農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。

2 個人情報の管理・提供

頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。
頂いた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

 個人情報の取扱いについて同意する

個人情報の取扱いについて同意する場合は、同意欄にチェックを入れてください。

4 事業計画

ア 事業計画概要(経営改善を図るための方策を具体的に記載。)

農業改良資金の借入を希望する場合、新作物、流通加工分野、新技術に係る取組内容についても記載。

イ 投資計画・資金計画

[金額単位:千円]

	投資計画					資金計画			
	実施年	種類	数量	規模・能力	必要額	借入金		補助金	自己資金
						制度資金	その他		
1									
2									
3									
4									
5									
	合計								

資金計画のうち借入金の内訳

[金額単位:千円]

該当計画 (注5)	借入先	資金名	資金の使いみち	借入時期(予定)	借入額(予定)	償還期間(予定) (うち据置期間)
				年 月		年(年)
				年 月		年(年)
				年 月		年(年)
				年 月		年(年)
				年 月		年(年)

(注5) 投資計画・資金計画に対応した を記載。同一の の投資計画・資金計画に対し、複数の金融機関からの借入や借入条件が異なる複数の借入を利用する等の場合は、同一の を記載した上でそれぞれ記載する。

ウ 収支計画(法人・団体)

[金額単位:千円]

		単位 (注1)	直近実績 (注2)	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目 (目標年)	備考
売 上									
記入例 水 稲	生産規模	a							
	生産量	kg							
	売上高								
	生産規模								
	生産量								
	売上高								
	生産規模								
	生産量								
	売上高								
	生産規模								
	生産量								
	売上高								
その他()									
売上原価									
期首商製品棚卸高									
当期商品仕入高									
当期製品製造原価									
	材料費								
	労務費								
	賃借料								
	その他経費 (うち減価償却費)								
期末商製品棚卸高									
売上総利益									
販売費・一般管理費									
	役員報酬								
	その他人件費								
	出荷販売経費								
	減価償却費								
営業利益									
営業外利益									
営業外費用									
	支払利息								
経常利益									
特別利益									
特別損失									
税引前当期利益									
法人税等充当額									
税引後当期利益									
償還財源									
償還元金									
差引余剰									
施設・機械等の設備投資									
農業負債(短期)									
農業負債(長期)									
農外負債									
負債合計									

(注1) 品目に合わせて、生産規模(例:a,m,頭,千羽)・生産量(例:kg,t,千本,千鉢,頭,羽)の単位を記載。

(注2) 特別の事情があるときは、負債の欄を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

[添付書類]最近3か年の決算書(付属明細書を含む)等(ただし、経営実績が3期に満たない場合には、経営実績分の書類提出で可)

経営改善資金調査表

住所: _____
 氏名 _____
 (法人名・代表者名) _____

既往借入金の状況(農業経営以外の借入金も記載してください。) (_____ 年 月 日現在)

借入先または資金名	主な資金の使いみち	借入年月	現在残高 [単位:千円]	利率	償還期限	据置期限	償還方法 (いずれかを で囲んでください)
1		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
2		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
3		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
合 計							

財務内容の把握

1	個人の場合	預 金 額 (共済等の積立金を含む)	円	
2	法人の場合	流動資産	円	主な勘定内訳 預貯金()、売掛金()、受取手形() 棚卸()

経営改善のための計画の算出基礎

該当する営農類型について記入してください。また、それ以外の営農類型は、削除してください。

(耕種)

作目	実績		目標	
	単収	単価	単収	単価

(酪農)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
経産牛1頭当たり乳量	kg / 頭			濃厚飼料総給与量	t / kg		
乳価	円 / kg			濃厚飼料平均価格	円 / kg		
乳飼比	%			粗飼料総給与量	t / 年		

(肉用牛)

品種(該当品種に)			和牛、F1		乳用種、和牛、F1	
区分		単位	実績	目標	実績	目標
素牛	導入頭数	頭 / 年				
	導入月齢	か月				
	導入価格	千円 / 頭				
販売牛	販売月齢	か月				
	販売体重	kg / 頭				
	販売価格	千円 / 頭				
枝肉ランク		%	A4以上	A4以上	B2以上	B2以上
濃厚飼料総給与量		t / 年				
濃厚飼料平均価格		円 / kg				
粗飼料総給与量		t / 年				

(養豚)

区分		単位	実績	目標
種豚の品種				
母豚1頭当り年間産子数		頭 / 年		
母豚平均分娩回数		回 / 年		
販売子豚	出荷日令	日		
	出荷体重	kg		
肥育豚	出荷日令	日		
	出荷体重	kg		
上物率		%		
肥育豚販売手数料		円 / 頭		
肥料総給与量		t		
飼料要求率				

(採卵鶏)

区分		単位	実績	目標
鶏種				
導入ヒナ	日令	日		
	価格	円 / 羽		
年間導入羽数		千羽		
育成率		%		
淘汰方法				
産卵期間		か月		
飼料総給与量		t		
資料要求率				
G.P.経費		円 / kg		

(ブロイラー)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
鶏種				育成率	%		
ヒナ購入価格	円 / 羽			出荷日令	日		
鶏舎延坪数	坪			出荷体重	kg / 羽		
坪当たり常時飼養羽	羽 / 坪			飼料総給与量	t		
餌付回数	回 / 年			飼料要求率			
餌付羽数	千羽 / 年						

営農類型における「実績」欄については、認定新規就農者であって、経営開始初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。

償還計画

区分	借入先又は資金名	借入年月日	当初借入額	現在残高 (月日)	利率 (%)	償還期限	直近実績		年	年	年	年	年	年	年		
							1年目計画	2年目計画	3年目計画	4年目計画	5年目計画	6年目計画	7年目計画	8年目計画			
農業負債							償還金										
							うち償還元金										
							期末残高										
								償還金									
								うち償還元金									
								期末残高									
								償還金									
								うち償還元金									
								期末残高									
		小計						償還金									
								うち償還元金									
								期末残高									
農外負債							償還金										
							うち償還元金										
							期末残高										
								償還金									
								うち償還元金									
								期末残高									
	小計						償還金										
							うち償還元金										
							期末残高										
合計							償還金										
							うち償還元金										
							期末残高										

注) 欄が不足する場合には、適宜欄を追加すること。

認定新規就農者の貸付けに関する意見書

年 月 日

農業協同組合
農林中央金庫 熊本支店
銀行 店
信用金庫 店
信用組合 店
株式会社日本政策金融公庫 熊本支店

御中

意見書作成者

熊本県 指導農業士等
認定農業者 その他

氏名

借入希望者	氏名	
	住所	

総合意見	経営改善資金計画書を達成する見込みがある 経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある
------	---

判断根拠	項目	判定	課題の内容等
	適性 意欲		
	技術 知識		

課題があると判断される項目がある場合に、その内容や課題克服の見込みを記載する。
「判定欄」の記載は、…妥当、○…課題はあるが概ね妥当、…疑義あり

就農後の 指導支援	(作成支援者等による指導・支援体制)
--------------	--------------------

(記載要領)

1 意見書の作成機関

本意見書は、振興局等農業普及・振興課が作成(必要に応じて関係機関の意見を踏まえて作成する場合を含む。)する。また、農業経営の指導等を適切に行うことができる指導農業士(これに類するものを含む。)等も作成することができる。

また、意見書作成者の属性を にチェックを入れる。

2 「総合意見」欄

借入希望者が、今回の借り入れにより経営改善資金計画書を達成する見込みについて、3の「判定」の欄に「疑義あり」が無い場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みがある」に、「疑義あり」が有る場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある」の にチェックを入れる。

3 「判断根拠」欄

「判定」欄に「疑義あり」がある場合にはその理由を記載する。また、「判定」欄に「疑義あり」が無い場合であっても、課題があると判断する場合は、その内容や課題を克服する見込みを記載する。

項目毎の判定にあたっての目線は次のとおり。

(適性・意欲)

農業を行っていくだけの十分な体力があるか

新たに経営を開始するにあたっての経営感覚・意欲を有しているか

地域の一員として協力し、溶け込もうとしているか

借入希望者に、指導・支援を受ける意思はあるか

(技術・知識)

研修を受けるなどして、経営改善資金計画書の営農計画を行うだけの基本的な技術・知識を身に付けているか

労働力、投資規模、経営改善資金計画書の単価・単位あたり収量は、妥当な水準か

4 就農後の指導・支援

就農後における振興局等農業普及・振興課や研修先、市町村等による指導・支援についてどの機関が、どの程度の頻度でそれぞれ技術・経営指導の支援を行うのかなど具体的に記載する。

苦情等相談処理簿

記入者の所属 _____

氏名 _____

日 時	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分 ~ 時 分
相談者の 住所・氏名	
相談者の連絡先	
対 応 者	
苦情の内容	
対応状況 (今後の処理方針)	
備 考	

融資相談案件処理簿

記入者の所属 _____

氏名 _____

日 時	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分 ~ 時 分
相談者の 住所・氏名	
相談者の連絡先	
対 応 者	
相談の内容	
対応状況 (今後の処理方針)	
備 考	

別記第7号様式(第5条第4項関係)

融資審査等総括表

				市町村	
				窓口機関名	
資金借入申込者氏名				営農類型/規模	
		融資(取扱)機関1記載欄 [:]	融資(取扱)機関2記載欄 [:]	市町村(特別融資制度推 進会議)記載欄	振興局等(審査会)記載 欄
1 これまでの経営状況は どうなっているのか (経営者の能力)	経営マインド				
	技術レベル				
	単収				
	品質・単価				
	規模				
	コスト				
	家計費 etc				
2 経営改善のための計画は 適切であり、実行可能なもの か					
3 計画が実行された場合に収 益はどうなるか、借入金の返 済は可能か					
債権保全措置					
担保提供		千円			
農業信用基金協会保証					
融資額		千円	千円	千円	
農業改良資金を活用すること についての県の判断		認定の適否: 適・否			
融資可否の判断					

確 認 書

年 月 日

農業協同組合
農林中央金庫 熊本支店
銀行 店
信用金庫 店
信用組合 店
株式会社日本政策金融公庫 熊本支店

} 御中

氏名

下記の借入希望者に係る認定新規就農者の貸付けに関する意見書の内容については、当該意見書作成者の人格・能力等からみて適切であることを確認しました。

記

借入希望者氏名

意見書作成者氏名

意見書作成日

年 月 日

借入申込書

年 月 日

農業協同組合
 信用農業協同組合連合会
 農林中央金庫 支店
 銀行 店
 信用金庫 店
 信用協同組合 店
 株式会社日本政策金融公庫 支店

支店(所) } 御中

提出先の融資機関にチェックを入れてください。

郵便番号 〒 _____

フリガナ _____

住所 _____

電話番号 (自宅又は法人代表電話) () _____

電話番号 (携帯) () _____

フリガナ _____

氏名 _____

役職 氏名 _____

生年月日又は設立年月日 _____ 年 月 日 (歳)

[法人等の場合は、氏名欄に法人名、役職 氏名欄に代表者等の役職と氏名を記載]

資金名	借入期間		年 ヵ月間					
借入金額	千円	うち据置期間	年 ヵ月間					
借入金使途	第1回償還日		令和 年 月 日					
借入予定日	令和 年 月 日	最終償還日	令和 年 月 日					
利率	年 %	償還方法 (該当番号を記載)	1.元金均等 2.元利均等					
元金の支払い	(償還回数・償還日)		(元金償還額)					
	償還回数: 年 回払い		第 1 回 ~ 第 回	¥ 円				
	毎年の償還月: 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月		第 回 ~ 第 回	¥ 円				
	毎回の償還日: 毎回 日		第 回 ~ 第 回	¥ 円				
担保 有 無	所在地	地目種類	筆数	登記面積	担保種類	設定順位	所有者名(担保提供者)	
			筆	m ²				
			筆	m ²				
			筆	m ²				
連帯債務者 連帯保証人 担保提供者	区分 (該当番号を記載)		住所(上) 電話番号(下)		氏名又は法人名(上) 生年月日又は設立年月日(下)		申込者との関係 (にチェック)	職業又は営業内容(上) 年収又は年商(下)
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者		〒 _____		フリガナ _____		配偶者 親子 兄弟姉妹 その他	万円
			(自宅・法人代表電話) _____		年 月 日			
			(携帯) _____		(歳)			
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者		〒 _____		フリガナ _____		配偶者 親子 兄弟姉妹 その他	万円
			(自宅・法人代表電話) _____		年 月 日			
			(携帯) _____		(歳)			
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者		〒 _____		フリガナ _____		配偶者 親子 兄弟姉妹 その他	万円
			(自宅・法人代表電話) _____		年 月 日			
			(携帯) _____		(歳)			

(記入上の注意) 国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日とししないでください。
 農業近代化資金の場合、償還方法について、原則元金均等となります(融資機関に事前にご確認ください)。

借入申込書兼債務保証委託申込書

年 月 日

- 農業協同組合
- 信用農業協同組合連合会
- 農林中央金庫 支店
- 銀行 店
- 信用金庫 店
- 信用協同組合 店
- 株式会社日本政策金融公庫 支店
- 農業信用基金協会

支店(所) }
御中

提出先の融資機関および保証機関にチェックを入れてください。

郵便番号 〒 _____

フリガナ _____

住 所 _____

電話番号 (_____)

(自宅又は法人代表電話)

電話番号 (_____)

(携帯)

フリガナ _____

氏 名 _____

役職 氏名 _____

生年月日又は 年 月 日 (歳)

設立年月日 _____

[法人等の場合は、氏名欄に法人名、役職 氏名欄に代表者等の役職と氏名を記載]

資金名			借入期間	年 カ月間			
借入金額	千円		うち据置期間	年 カ月間			
借入金用途			第1回償還日	令和 年 月 日			
借入予定日	令和 年 月 日		最終償還日	令和 年 月 日			
利率	年 %		償還方法 (該当番号を記載)	1.元金均等 2.元利均等			
			保証料支払方法 (該当番号を記載)	1.一括払い 2.分割前取 3.分割後取			
元金の支払い	(償還回数・償還日)		(元金償還額)				
	償還回数: 年 回払い		第 1 回 ~ 第 回	¥	円		
	毎年の償還月: 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月		第 回 ~ 第 回	¥	円		
	毎回の償還日: 毎回 日		第 回 ~ 第 回	¥	円		
担保 有 無	所在地	地目種類	筆数	登記面積	担保種類	設定順位	所有者名(担保提供者)
			筆	m ²			
			筆	m ²			
連帯債務者 連帯保証人 担保提供者	区分 (該当番号を記載)	住所(上) 電話番号(下)		氏名又は法人名(上) 生年月日又は設立年月日(下)		申込者との関係 (にチェック)	職業又は営業内容(上) 年収又は年商(下)
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒 _____		フリガナ _____		配偶者 親子 兄弟姉妹 その他	万円
		(自宅・法人代表電話)		年 月 日			
		(携帯)		(歳)			
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒 _____		フリガナ _____		配偶者 親子 兄弟姉妹 その他	万円
		(自宅・法人代表電話)		年 月 日			
		(携帯)		(歳)			
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒 _____		フリガナ _____		配偶者 親子 兄弟姉妹 その他	万円
		(自宅・法人代表電話)		年 月 日			
(携帯)		(歳)					

(記入上の注意) 国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日とししないでください。

農業近代化資金の場合、償還方法について、原則元金均等となります(融資機関に事前にご確認ください)。

○年の経営状況報告書(△年目) (個人)	年 月 日
融資機関あて	本人氏名 (指導担当者氏名)

(金額単位:千円)

		前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	実績/計画 b/a%	次年度計画	5年目計画	
農業粗収入					#DIV/0!			
記入例 水 稲	経営規模				#DIV/0!			
	生産量				#DIV/0!			
	売上高				#DIV/0!			
	経営規模				#DIV/0!			
	生産量				#DIV/0!			
	売上高				#DIV/0!			
	経営規模				#DIV/0!			
	生産量				#DIV/0!			
	売上高				#DIV/0!			
	経営規模				#DIV/0!			
	生産量				#DIV/0!			
	売上高				#DIV/0!			
	作業受託収入					#DIV/0!		
	その他()					#DIV/0!		
	農業経営費					#DIV/0!		
固定費	減価償却費				#DIV/0!			
	雇人費(常雇)				#DIV/0!			
	利子割引料				#DIV/0!			
	地代・賃借料				#DIV/0!			
	その他				#DIV/0!			
変動費	種苗費				#DIV/0!			
	肥料費				#DIV/0!			
	農具費				#DIV/0!			
	農薬費・衛生費				#DIV/0!			
	諸材料費				#DIV/0!			
	修繕費				#DIV/0!			
	動力光熱費				#DIV/0!			
	荷造運賃手数料				#DIV/0!			
	雇人費(臨時)				#DIV/0!			
その他				#DIV/0!				
農業所得					#DIV/0!			
農外所得					#DIV/0!			
年金被贈等					#DIV/0!			
農家総所得					#DIV/0!			
家計費					#DIV/0!			
租税公課					#DIV/0!			
償還財源					#DIV/0!			
償還金(元本)					#DIV/0!			
差引余剰					#DIV/0!			
施設・機械等の設備投資					#DIV/0!			
農業負債(短期)					#DIV/0!			
農業負債(長期)					#DIV/0!			
農外負債					#DIV/0!			
計					#DIV/0!			

○年の経営状況報告書(△年目) (法人・団体)	年 月 日
融資機関あて	本人氏名 (指導担当者氏名)

(金額単位:千円)

		前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	実績/計画 b/a%	次年度計画	5年目計画
売上					#DIV/0!		
記入例 水 稲	経営規模				#DIV/0!		
	生産量				#DIV/0!		
	売上高				#DIV/0!		
	経営規模				#DIV/0!		
	生産量				#DIV/0!		
	売上高				#DIV/0!		
	経営規模				#DIV/0!		
	生産量				#DIV/0!		
	売上高				#DIV/0!		
	経営規模				#DIV/0!		
	生産量				#DIV/0!		
	売上高				#DIV/0!		
	経営規模				#DIV/0!		
	生産量				#DIV/0!		
	売上高				#DIV/0!		
その他()					#DIV/0!		
売上原価					#DIV/0!		
期首商製品棚卸高					#DIV/0!		
当期商品仕入高					#DIV/0!		
当期製品製造原価					#DIV/0!		
	材料費				#DIV/0!		
	労務費				#DIV/0!		
	賃借料				#DIV/0!		
	その他経費				#DIV/0!		
	(減価償却)				#DIV/0!		
期末商製品棚卸高					#DIV/0!		
売上総利益					#DIV/0!		
販売費・一般管理費					#DIV/0!		
	役員報酬				#DIV/0!		
	その他人件費				#DIV/0!		
	出荷販売経費				#DIV/0!		
	減価償却費				#DIV/0!		
営業利益					#DIV/0!		
営業外利益					#DIV/0!		
営業外費用					#DIV/0!		
	支払利息				#DIV/0!		
経常利益					#DIV/0!		
税引前当期利益					#DIV/0!		
法人税等充当額					#DIV/0!		
税引後当期利益					#DIV/0!		
償還財源					#DIV/0!		
償還金(元本)					#DIV/0!		
差引余剰					#DIV/0!		
施設・機械等の設備投資					#DIV/0!		
農業負債(短期)					#DIV/0!		
農業負債(長期)					#DIV/0!		
農外負債					#DIV/0!		
計					#DIV/0!		

※法人格を有しない団体も本報告書に準ずる。

借入相談連絡票(A)

(関係融資機関)

御中

株式会社林日本政策金融公庫熊本支店(FAX: 096-322-8654) 御中

窓口機関名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

様より、借入申込希望書の提出がありましたので、写しを送付します。

また、借入相談内容及び窓口機関としての融資方針に係る意見は次のとおりですので、借入相談連絡票(B)により 年 月 日までにご回答願います。

借入相談内容	営農類型		借入希望金額	
	事業内容(該当の にレ点 農地等取得(a) 設備・機械導入(具体的内容: 長期運転資金(家畜導入を含む) 農業負債の整理		前年度の売上高	
審査方針に係る意見と理由	意見	(該当の にレ点) 日本公庫単独で審査 窓口金融機関単独で審査 その他の民間金融機関単独で審査[金融機関名:] 日本公庫及び民間金融機関の双方が協議しつつ審査 [民間金融機関名:]		
	理由	(該当の にレ点) 農地等の取得を含む 高リスク農業へのチャレンジである 希望する返済期間は15年以下である 希望する返済期間は15年超である 認定農業者で借入希望額1800万円以内(法人の場合3600万円以内) 認定農業者で借入希望額1800万円超(法人の場合3600万円超) 認定農業者以外で借入希望額1500万円以内(法人の場合3000万円以内) 認定農業者以外で借入希望額1500万円超(法人の場合3000万円超) 借入希望者が借りようとする資金を特定している 日常取引、債権保全等の関係から窓口機関では取扱い困難 その他(具体的理由		

借入相談連絡票(B)

[窓口機関]

御中

窓口機関名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

借入相談連絡票(A)でご連絡のありました件について、審査方針に係る意見を次のとおり回答いたします。

1 借入相談者名

様

2 審査方針に係る意見(該当の にレ点)

窓口機関の意見に同じ

それ以外

--

3 その他連絡事項

--